

千葉県少子化対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 千葉県と千葉県内の市町村が連携し、千葉県における少子化対策を推進するため、千葉県少子化対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、議長、委員をもって構成し、別表のとおり組織する。

- 2 議長は、千葉県健康福祉部子育て支援課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第3条 協議会は、議長が招集し、委員の実務担当者（担当課長、各業務担当者等）が出席することとする。

- 2 協議会は、千葉県と千葉県内市町村が取り組む少子化対策について、地域の課題や先進事例の共有を図り、千葉県内における効果的な少子化対策の方策等を検討する。
- 3 議長に事故のあるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 協議会は、必要に応じ、関係団体、学識経験者等に出席を求め、意見を聴取することができる。

(分科会)

第4条 協議会は、前条第2項の検討に資するため、委員の一部から構成される分科会を設け、特定の事項に関する調査及び事業を行わせることができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、千葉県健康福祉部子育て支援課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会（第3条第3項に規定する協議の場を含む。）の運営等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和5年5月26日から施行する。

別表（第2条関係）

千葉県少子化対策協議会役員

議長	千葉県健康福祉部子育て支援課長
委員	千葉県内市町村の少子化対策主管部課長（相当する職を含む。）